



平成 21 年 5 月 22 日

各 位

会 社 名 鈴木金属工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 杉浦 登  
(コード番号 5657 東証第 2 部)  
問合せ先 常務取締役総務部長 長崎 文康  
(TEL 047 - 476 - 3111)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 22 日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 25 日開催予定の第 108 期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号。以下「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、所要の変更を行うものであります。

- (1) 決済合理化法が平成 21 年 1 月 5 日をもって施行され、上場会社の株券が一斉に電子化されたことに伴い、現行定款第 7 条の株券を発行する旨の規定、第 8 条第 2 項の单元未滿株券不発行に関する規定、第 12 条の実質株主名簿及び第 15 条の実質株主に係る規定が不要となりますので、これらの規定を削除するものであります。
- (2) 平成 22 年 1 月 6 日をもって失効する現行定款第 11 条第 3 項及び 12 条の株券喪失登録簿に係る規定を移設するため、附則の新設を行うものであります。
- (3) 株券電子化に対応するための株式取扱規程の改正により、株主権(請求・届出、少数株主権等)の行使の手続きに関する事項が株式取扱規程に定められていることを明確にするため、現行定款第 13 条(株式取扱規程)に「株主権行使の手続きその他」の文言を追加するものであります。
- (4) 上記の他、条数の繰り上げ等所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の単位株式数は1,000株とする。</p> <p><u>2. 当社は、単元株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>第9条～第10条 (条文記載省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株式の名義書換、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>(株主名簿及び株券喪失登録簿の備置場所)</p> <p>第12条 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)及び株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備置く。</p>	<p>(削 除)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単位株式数は1,000株とする。</p> <p>(削 除)</p> <p>第8条～第9条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の新株予約権原簿の作成及び備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株主名簿の備置場所)</p> <p>第11条 当社の株主名簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備置く。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第13条 当会社の株式に関する事項については、本定款のほか取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(招 集)</p> <p>第14条 (条文記載省略)</p> <p>(基準日)</p> <p>第15条 定時株主総会において権利を行使すべき株主は(実質株主を含む。以下同じ。)、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第16条～第51条 (条文記載省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第12条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する事項については、本定款のほか取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(招 集)</p> <p>第13条 (現行どおり)</p> <p>(基準日)</p> <p>第14条 定時株主総会において権利を行使すべき株主は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第15条～第50条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>当会社の株券喪失登録簿の作成及び備置き、その他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条及び本条を削るものとする。</u></p>

以上